

## 資料 1

芦屋市 令和 5年 3月 定例会（第1回） 03月22日-04号

◆ 18番（田原俊彦君）＝登壇＝公明党を代表して、議員提出議案第36号、たかおか知子議員に対する問責決議に、賛成の立場で討論をいたします。

先ほど来、議員提出者の提案趣旨の説明、また質疑、それから討論とお聞きをしておりますが、今回の問責決議の肝は、提出者はそういう表現をされていましたが、この文面でいう真ん中辺りですね。

「さらに、たかおか議員自身に不利な部分の録音データが意図的に削除編集されていたと指摘されていたことが新聞でも報道された。」、これは新聞でも報道されたという表現ですが、先ほどの弁明のときでも、当該たかおか議員は、その削除編集したことを御自身も認めておられる。

それから、2行下がって、「この行為は、」の「この行為」というのは、この音声データを意図的に削除編集した行為で、これが「市政への」云々に抵触する。ここだけのポイントなんです。それをハラスメント問題に広げて議論をするから、とても分かりにくい。ここをきちっと押さえていただきたいと、まず申し上げます。

たかおか議員は、昨年11月に正副議長から6件、また市議会事務局長から5件、ハラスメントを受けたとして、市と市議会に対応を求める要請書を提出されました。これを受けて、市議会とたかおか議員ともに同意した弁護士2名による第三者の調査が発足し、3か月余りの調査の結果、3月上旬、今月上旬に調査結果が報告されました。

調査結果の要旨は、たかおか議員が正副議長、また市議会事務局長、それぞれによるハラスメントとして主張する事実について、「その事実の存在自体が認められないものも存在し、全体において、ハラスメントと評価すべき点はない」とされ、最後に、「以上のとおり、申立人」、つまりたかおか議員に「対するハラスメントは存在しないことを確認した旨報告する」と結ばれています。これらは議会が報告書の抜粋として頂いた文面です。

この第三者の弁護士が調査を行う際に、申立人であるたかおか議員、また、被申立人である正副議長、市議会事務局長は、それぞれ証拠となる資料の提出を求められました。

弁護士の報告書によると、たかおか議員から証拠として提出された録音データのうち、少なくとも2件については、たかおか議員によって、たかおか議員に不利な部分が意図的に削除編集されていたと指摘しています。録音データの削除編集した行為を第三者の弁護士は少なくとも2件と表現し、たかおか議員にとって不利な部分を意図的にと表現しています。これについてたかおか議員は、問題の本質ではないところは削除したと、さきの弁明をされてきました。

しかし、よく考えていただきたい。この録音データの問題の本質、あるいは必要な部分の判断は、誰がするのでしょうか。たかおか議員自身がするんですか。正副議長、市議会事務局長がするのでしょうか。私は違うと思います。調査をするに当たり、その内容が問題の本質かどうか。また、必要か不必要かの判断をするのは、調査をする第三者の弁護士です。

言葉は、生きていと言われます。会議など複数の人数で意見を交わすとき、その一部分だけを取り上げたり、あるいは削除しては、その前後の内容の真意が分からないことがあります。ましてや、報告書で、たかおか議員に不利な部分が意図的に削除編集されたと指摘されていることは、この1点で決して許さ

れることではないと考えます。

録音データの意図的な削除編集は、調べてみますと、刑法第161条の2に該当するおそれがあります。少し長いですがその条文を紹介します。刑法第161条の2、第1項、「人の事務処理を誤らせる目的で、その事務処理の用に供する権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録」、今回で言えば音声データも含まれます。「電磁的記録を不正に作った者は、5年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する」。続けて同条の第2項には、「前項の罪が公務所」、この公務所というのは、いわゆる役所と解していいと思いますけども、「前項の罪が公務所又は公務員により作られるべき電磁的記録に係るときは、10年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する」とあります。ここでいう公務員という言葉は、刑法の第7条に定義があり、「公務員」とは、国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいう」。つまり、私たち議員も含まれています。これを電磁的記録不正作出罪というそうです。

今後、万一、ハラスメント事案が起こったとしたら、もちろん起こしてはなりません。万一、起こったとしたとき、仮に今回のたかおか議員による音声データの意図的な削除編集を見過ごすことがあったとするならば、同様の行為を芦屋市議会が認めていると理解されるに違いありません。今後は、このような行為を一切認めてはなりません。

以上から、たかおか知子議員に対する問責決議に賛成をいたします。